（参考）

【相続人代表者届出書、委任状の作成上の留意事項】

１　相続人代表者届出書

（１）相続人代表者本人が記載すること。

（２）自署するとともに押印すること。

（３）相続分は、法定相続分を記載すること。

（４）相続相関図は、戸籍謄本、除籍謄本等により記載すること。

（５）不動産の表示は、委任された農用地全てを記載すること。

（６）相続人代表者届出書を表面に、不動産の表示を裏面として印刷すること。

２　委任状

（１）法定相続人各個人別に、相続人代表者に委任すること。

（２）自署するとともに押印すること。

（３）不動産の表示は、委任する農用地全てを記載すること。